

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
◇告示 保安林の指定の解除

解除予定の保安林にする旨の通知

定期種牡畜検査の実施
土地改良区の定款変更の認可
土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書の写し等の縦覧

◇公安告示 昭和二十九年七月鳥取県公安委員会告示
第一号の廃止

◇人委告示 昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示
第四号の一部改正

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

昭和三十三年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則
第一号）の一部を次のように改正する。

別表一 百二十六の項の次に百二十六の二として次のよ
うに加える。

百二十六の二 医薬品の販売先等変更許可申請手数料

五百円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六

条第一項又は第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五、五四二ノ一(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
魚つき

(三) 解除の理由

簡易水道自動揚水施設敷地とするため

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字鍛冶小屋二、九一七

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務

課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六

条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四―四四九

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

県営駐車場敷地とするため

(「次の図」は省略し、次の図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六

条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一、三九〇ノ一三九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

鳥取県立青年の家の取付け道路敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け

課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六

条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福兼字未鎌河原平三二五―一、大内字前

河原七五六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

砂防施設敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

たから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福兼字未鎌河原平三二五―一、大内字前河原七五六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

砂防施設敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋字ツク谷一、八五九一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百二十二号

鳥取県種牲畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条の規定による定期種牲畜(豚)検査を次の日程により実施する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日程

検査期日 検査時間 検査場所

四月 十日 午前九時から 東伯郡東伯町 東伯家畜市場

〃 十一日 〃 倉吉市八屋 倉吉

〃 十三日 午前十時から 西伯郡大山町 所子家畜保健衛生所

〃 午後一時から 米子市勝田町 米子家畜市場

〃 十四日 午前十時から 境港市竹内 余子検査場

〃 十五日 〃 米子市夜見町 夜見

〃 十六日 〃 気高郡気高町 浜村家畜市場

〃 午後一時から 鳥取市吉方 鳥取

〃 十七日 午前九時から 八頭郡船岡町 船岡

鳥取県告示第二百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大郷村福井土地改良区の定款の変更を昭和三十九年三月十四日認可したので、同法同条

第三項の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十四号

昭和三十八年十二月四日付けで西伯郡岸本町から申請のあつた土地改良(押口農道改修)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯郡岸本町役場及び伯仙町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十五号

昭和三十九年二月二十七日付で福井土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(農道)事業については、審査の結果その計画を適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十九年三月二十四日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取市福井 福井土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議がある時は、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

昭和二十九年七月鳥取県公安委員会告示第一号（警察において身体を拘束されている者の食料については、昭和三十九年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職）の一部を次のように改正

する。

昭和三十九年三月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

一の項中「児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、」を削り、「児童相談所及び婦人相談所において判定、相談、調査を司る職員の職」を「心理判定員の職」に改め、「寮母の職」を削り、「電話技術の職」の次に「、無線技術の職」を加え、「、林業専門技術員の職」及び「、映写技師の職」を削る。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
[定価 一都月毎二五〇円（送料共）]